

平成27年第4回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成27年9月16日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	健康福祉部長	村瀬正敏
産業建設部長	青木幹根	林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得 兼総務産業課長	蜂矢嘉徳
上下水道部長	三浦剛	教育委員会 事務局長	岡崎誠
会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝		

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

---

## 開議の宣告

### ○議長（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

本日、一般質問の2日目を迎えて、本日も傍聴者の方には早朝よりまことに御苦労さまです。

ただいまから会議をしたいと思っておりますので、本日もよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

御連絡します。

市民環境部長の片岡俊明君が、けがのため、本日の会議に出席できない旨の報告を受けておりますので、お知らせをいたします。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号14番 瀬川治男君と15番 後藤壽太郎君を指名します。

---

## 日程第2 一般質問

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第2、一般質問を行います。

5番 船渡洋子の発言を許します。

### ○5番（船渡洋子君）

おはようございます。

通告に従って順次質問をさせていただきます。

1点目ですが、若い世代に政治参加の啓発をする取り組みはということでお尋ねをいたします。

6月17日、国会において、選挙年齢を18歳以上にすると改正公職選挙法が成立しました。新たに18歳、19歳の約240万人が有権者になるとのことです。日本の選挙権年齢が変更されるのは、1945年に25歳以上の男子から、現在の20歳以上の男女になって以来70年ぶりとなり、まさに歴史的な法改正となりました。

選挙権年齢引き下げの背景には、少子・高齢化のうねりの中で、地域や社会に対する若者の意欲

や関心を高めるとともに、若者の声を政策決定の現場に反映させようとする政治側の意識があり、公明党は18歳選挙権の導入を45年以上も前から国会で取り上げてまいりました。日本が抱える政治課題は、若者の未来と直結しています。若い世代の声に耳を傾け、未来を見据えた政策をつくっていく社会となることが求められております。

放送大学副学長・社会学者の宮本みち子氏は、18歳選挙権実現を機に「子どもの学ぶ意欲や生きる力を引き出すシティズンシップ教育を」と題し、少子・高齢化の進展によって社会における中高年者の人口比率が高まってきました。一般に、彼らの投票率は高いとされています。すると、高齢者のための民主主義と呼ばれる政治が行われるようになります。将来の地域や社会の担い手として社会の諸制度を支えていくべき子どもや若者のための予算配分や政策的配慮がなされず、高齢者が優遇される政治状況が生まれてしまうのです。

その一方で、情報化と商業市場に深くからめ捕られて、社会に無関心なアウトサイダー化していく若者が増加するようになりました。しかも、人口比率の低い若年層世代の生活基盤は急速に弱まり、同時に彼らの政治的関心や社会を支えようという意欲も低下していきます。それは、そのまま社会の衰退につながりかねない危険性を秘めているのです。

こうした事実いち早く気づいた欧州各国では、社会全体として彼らの自立を保障し、社会へ参加する主体として位置づけ、率先して選挙権年齢の引き下げを行ってきました。今では、世界のほとんどの国で18歳選挙権が実現しています。人口減少社会を迎えた日本も、こうした世界の潮流に乗りおいてはならないと思いますと述べられています。

国会図書館が昨年2月、198カ国・地域を対象に行った調査によると、18歳選挙権を導入する国は8割以上を占めています。経済協力開発機構に加盟する34カ国のうち、18歳選挙権を導入していないのは日本と、19歳選挙権の韓国だけのことです。18歳以上となれば、高校生の一部も有権者です。ことし9月には、文部科学省が選挙の意義や制度の解説、模範投票の実践例などを載せた政治教育の副教材を全高校生に配付すると伺っています。

また、教育基本法では、第14条で政治教育について規定しております。第1項が政治的教養、第2項が政治的中立についてです。

このたびの18歳選挙権の実現で、国や地域の問題を主体的に考え、行動するようになる主権者教育が中立性を保ちながら実施され、若者の政治への関心の高まることが期待されております。

そこで、3項目にわたってお尋ねをいたします。

まず1点目ですが、本巣市の新有権者は何名ぐらいになるのでしょうか、お尋ねをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、新有権者の見込み数についてお答えさせていただきます。

選挙権年齢を18歳以上とする公職選挙法の改正につきましては、公布の日である6月19日から1

年後の平成28年6月19日以降、最初に行われます国政選挙から適用すると定められていることから、来年の夏に予定されております参議院議員選挙より適用される見込みとなっております。

この改正によりまして、本市の本年7月31日現在における該当年齢者数につきましては、男424人、女性340人の計764人と把握しているところでございます。

また、来年夏に予定されております参議院議員選挙時までは、若干の変動はございますが、18歳・19歳の新有権者数につきましてはおおむね800人程度、全有権者の2.8%程度と予測しております。以上でございます。

#### [5番議員挙手]

#### ○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

#### ○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

今、お尋ねした約800人の中に大学生の方もお見えになると思います。大学生は住民票を異動していないケースが多く、不在者投票が必要と考えますが、その仕組みを熟知し、投票するには、親子ともども意識を高く持たなければなりません。事前に大学機関などと連携し、意識調査などの取り組みも重要と考えますが、御見解はいかがでしょうか。

#### ○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

#### ○総務部長（神谷義幸君）

不在者投票におけます大学との連携、意識調査についてお答えさせていただきます。

まず不在者投票制度でございますが、仕事や旅行などで選挙期間中において、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方が滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票ができ、指定病院や指定施設などに入院及び入所されている方などがその施設内において投票することができる制度でございます。

また、意識調査につきましては、18歳、19歳を対象とした調査ではございませんが、他市において20歳以上を対象といたしました意識調査が実施されております。その結果によりまして、20歳代の若年層は応援したい候補者や政党の中身はわからないが、義務感や家族からの働きかけで投票することが多いということ、言いかえますと、候補者、政党の違いが明らかにわからないため、選挙そのものに関心が持てないということで投票率の低下につながっているという状況でございます。

なお、大学生の中にも、自宅外の学生につきましては、住民登録が現住所にないため、容易に不在者投票ができないことによる投票率の低下もございます。このような結果は、新有権者となる18歳、19歳も同様ではないかと考えております。このようなことから、新有権者を含む若年層に社会への関心を高め、社会の方向性を決める選挙の大切さを認識してもらうことが大変重要であるかと考えております。

今回、選挙権年齢引き下げに伴い、国においては総務省と文科省とが連携いたし、主権者教育及

び若者の政治参加意識の促進及び未成年者の選挙運動の一部が禁止されている点などにつきまして、速やかに、かつ幅広く国民への周知啓発を行うことを目的といたしまして、政治参加に関する教育のための副教材や周知ポスター及びリーフレットなどを作成する旨の通知を受けておりますので、本市で申し上げますと、岐阜工業高等専門学校など関係機関と連携しながら、これらの啓発品を有効に活用し、不在者投票を含めた投票方法の周知等、選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会において実施いただきますようお願いしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

今、新しい有権者に対しての啓発をというお話がありました。最近、本当に投票率が低下をして、先ほどもお話があったように、特に若い世代の投票率が低下をしています。そのため、期日前投票の設置場所の見直しをしている自治体があります。

これは再質です、済みません。

美濃加茂市は大型商業施設、坂祝町は大型スーパーに設置をして、この統一地方選挙で実施をしたわけですが、いずれも評判がよかったと聞いています。また、大学構内に設置をしたり、駅の自由通路に設置したりと若者の投票率アップにつなげようと工夫をしております。

本市における今後のこういった期日前投票の設置場所の検討というのはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

現在ですが、選挙管理委員会におきまして、期日前投票の実績を見ながら時間等の見直しを検討しているところございまして、また先ほど言われました大型商業施設とか駅、また大学でございますか、そこら辺につきましてはまだ検討に入っておりませんが、一度議題に上げさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

よろしく願いいたします。

3点目に移らせていただきます。

先ほど紹介をさせていただきました宮本みち子氏は、最後に若い皆さんにお伝えしたいことがあります。日本の未来は、皆さんの政治参加への意欲と、みずから持つ1票にかかっています。今、

日本は先行き不透明な時代ですが、それはある意味で全く違った発想によって社会全体をつくり直すチャンスです。今回の18歳選挙の導入が、その大きな一歩になることを願ってやみませんと結んでおみえです。

18歳選挙権成立に伴い、一層の市民、有権者に対する啓発周知が必要と考えます。明年の参議院選挙から導入ですが、どのように今回のことを捉えておみえになるのか、市長にお尋ねをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、若い世代に政治参加を啓発する取り組みということで、新有権者に対する啓発周知ということで、市の来年度以降どう取り組んでいくかというようなお尋ねでございます。

先ほどから2つ目の質問のところで、総務部長のほうからお答えもいたしておりますけれども、従前より選挙管理委員会及び本巣市選挙管理委員会が委嘱いたします委員によって構成されます本巣市明るい選挙推進協議会におきまして、今までずっと選挙関係の啓発活動というのはやってきていただいております。いろんなところで、夏祭りなどのイベントとかですね。そういった場を使って政治参加への啓発ということを行ってきているところでもございます。

また、ポスターとかチラシ等々でやってきたわけでございますけれども、先ほど来お話がありますように18歳以上ということで、18歳、19歳の方々が新しく今回有権者ということで、国政の方向を決める、そういう場に参加できる仕組みができたということでもございます。

まさしくこれからの日本を背負って立つ、そういう若い方々に早くから日本の政治にもしっかりと責任を持っていただく。そして、これからも日本の発展のために頑張っていただければ、そんな有権者になっていただきたいという強い気持ちを持っています。まさしく民主主義の根幹というのは、こういった政治に関心を持って、しっかりと投票を行い、そして常日ごろから国について、地域について考える、そういった方々が多くなることが大事でもあります。

今回、こうした有権者の投票の権利を、拡大によって多くの方がそれに参加することになるわけでございますけれども、我々もこうした場をうまく使いまして、ぜひ多くの方にこの権利を行使していただけるように、棄権をしないようにこれからも積極的に働きかけていきたいというふうに思っております。

先ほど議員のほうからもお話がございましたように、今回の改正によって出前講義とか模擬投票などもやるというお話も今来ております。こういうことも、私どもの選挙管理委員会、また明るい選挙推進協議会の中でも働きかけまして、ぜひこういったことをこの本巣市でもやっていただけるようお願いしていきたいと思っています。

また、それに係る経費等につきましては、しっかりと支援をさせていただいて、多くの方にこの選挙制度の改革を有効に活用していただけるような、そんな取り組み、そしてまた啓発につながる

取り組みというのに支援をしていきたいというように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

[5番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

若い世代がしっかり政治に取り組むことによって、本巢市の未来も開けていくということを期待して、次の質問に移らせていただきます。

2点目に、子育て支援についてお尋ねをいたします。

政府は3月、新たな少子化社会対策大綱を閣議決定し、今後5年間で少子化対策の集中取り組み期間として位置づけました。

1970年代前半、第2次ベビーブーム期、年間出生数が200万人を超えていましたが、2014年の推計では100万1,000人で過去最少でした。その反対に、高齢化率は2014年の総人口1億2,708万人の26%で過去最高です。2060年の総人口8,674万人、高齢化率39.9%と予測をされました。2060年という45年後ですから、ここにいる人はほとんどいないと思いますが、約3分の2に人口が減るという予測です。そして、高齢化率は5人に2人が65歳以上の高齢者という、そんな推計が出ております。

少子化の原因には、若者の雇用の不安定化や晩婚化などの問題が複雑に絡み合い、子どもを産むかどうかは個人の判断と尊重すべきですが、産み育てやすい環境づくりは社会全体で進めなければなりません。安心して子どもを産めない理由の1つが経済的負担の重さで、特に子どもが3人以上の多子世帯になると食費や教育費などを含め、さまざまな支出がふえます。ある調査では、第3子以降を産まない理由に、子育てや教育にお金がかかり過ぎることを上げた人が最も多く、少子化に歯どめがかかれば人口減少が加速し、地域の活力は損なわれ、社会保障制度の土台が揺るぎかねません。

少子化社会対策大綱では、少子化の現状を社会経済の根幹を揺るがす危機的状況と捉え、1つ、子育て支援施策を一層充実、2番目、若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備、3点目、多子世帯への一層の配慮、4番、男女の働き方改革、5番、地域の実情に即した取り組み強化の5つの重点課題を掲げております。

そこで、お尋ねをいたします。本市における実情と重点課題ごとの取り組みをお伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長及び企画部長に求めます。

まず、健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは御質問の、本巢市における実情と課題ごとの取り組み状況につきまして、私どものほうから子育て支援施策の一層の充実について、それと多子世帯の一層の配慮について、また地域の実情に即した取り組み強化につきましてお答えをさせていただきます。

子育て支援施策の一層の充実についての本市における子育ての支援につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、平成17年度から平成21年度までを次世代育成支援地域行動計画、平成22年度から平成26年度までを次世代育成支援後期行動計画、さらに今年度からは子ども・子育て支援新制度を踏まえまして、「子どもの未来 みんなで育む もとすプラン」を基本理念とした本巢市子ども・子育て支援事業計画により、幼児園化に伴う保育の充実、留守家庭教室の拡大などを初めとするさまざまな子育て支援事業を展開することにより、一層の充実を図っているところでございます。

多子世帯への一層の配慮につきましては、第2子の利用者負担額の軽減措置や第3子の保育料無料化、第2子以降の幼稚園給食費の軽減措置、さらに留守家庭教室の第2子以降の減額措置を実施しております。

地域の実情に即した取り組み強化につきましては、本年4月の子ども・子育て支援法施行に伴い、全国的に幼稚園機能と保育園機能をあわせ持った施設機能の拡大が推進されておりますが、本市におきましては、既に合併当初から糸貫地域が幼稚園として対応しており、平成26年度から本巢地域、平成27年度から根尾地域、そして平成28年度から真正地域と、市内全ての施設において幼保一体型の幼児園化を進めており、このような子育て支援の環境整備は本市の特徴であり、県下でも先進的な取り組みの一つではないかと考えております。以上でございます。

**○議長（黒田芳弘君）**

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、私のほうからは2点目の若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境と、4点目の男女の働き方改革、5点目の地域の実情に即した取り組みにつきまして順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境の整備でございますが、本市におきましては、平成18年度から平成20年度までの3年間ではございますが、若者交流支援事業として出会いの場を提供する結婚支援事業を実施してまいりました。しかしながら、余り成果があったとは言えない結果でございます。現在、策定中の総合戦略におきまして出会いから結婚、出産までのサポートとして位置づけ、来年度以降における結婚支援事業のあり方について検討をしているところでございます。

また、出産の希望が実現できる環境整備といたしまして、既存の特定不妊治療助成に加えまして、今年度から一般不妊治療に対する助成を実施し、出産の希望を持っておられる方をより支援しておりますとともに、今後は総合戦略の取り組みにおきまして、妊婦の健康支援や多子世帯向けの出産支援に取り組んでまいりたいと考えております。



次に、4点目の男女の働き方改革についてでございます。

総合戦略策定に係る市民アンケートの調査結果では、男女の就労に対する現状の環境を約半数の方が「やや不満」「とても不満」と感じておられるなど、女性の働く環境が十分ではないという結果になっております。

本市では、平成24年に策定をいたしました第2次本巢市男女共同参画プランによりまして、男女共同参画社会を目指した意識づくり、あらゆる分野への男女共同参画の推進、家庭生活と他の活動の両立支援に取り組んでいるところでございますが、アンケート結果からも男女共同参画の認知度が依然として高くないことから、今後におきましては、男女共同参画プランに掲げました取り組みをより一層充実、推進していくことに加えまして、今回の補正予算に計上させていただいております結婚・子育てアドバンス企業認定支援事業の実施によりまして、仕事と家庭をともに大切にする職場環境づくりに先進的に取り組む企業を認定・支援を行うことにより、家庭のみならず、職場における男女の働き方の改革に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、5点目の地域の実情に即した取り組み強化についてでございます。

子育てに関する実情を把握するための総合戦略策定市民アンケートでは、出産や育児に関する家庭の理解や協力に対する設問で、「満足」と回答された方は74%に対し、「不満」と回答された方は15%、家庭内における出産や育児に対する理解はあるものと考えております。

一方、出産や育児に関する職場の理解や協力に対する設問への回答といたしまして、「満足」と回答された方は56%に対しまして、「不満」と回答された方は32%と、家庭より職場における出産や育児に対する理解が低いという結果でございました。

こうしたアンケート結果が本市における子育て環境として捉えた上で、結婚・子育てアドバンス企業認定事業におきまして、先ほどの男女の働き方改革のみならず、出産や育児に対する職場の理解を今後深めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

企画部長に再質ですが、今説明がありました結婚・子育てアドバンス企業認定支援事業というのでお話があったわけですが、具体的に本市の中でそういった企業というのはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

具体的に予定しております企業は、現在のところはございませんが、市内の企業におきまして、職場内での託児施設でありますとか、そういったことで具体的に取り組みをされている企業がある

ということはお聞きをいたしております。

今後、この結婚・子育てアドバンス支援事業の実施にあわせまして市内企業にアンケート調査を行いまして、今後、社会保険労務士による審査を踏まえて、認定する企業を選定していく予定でございます。

[5番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

その効果が出て、本当に女性が働きやすい、そういった環境ができることを切に望みます。

次の質問ですが、政府は2015年予算案でネウボラ推進に17億円を計上、全国隔々での展開を前提に、今年度は150市町村でネウボラを整備するとあります。

ネウボラとは、フィンランド語で助言の場、フィンランドではネウボラおばさんとして親しまれる保健師さんが常駐し、親の9割が気軽に子育て相談している場所として定着をしています。

公明党の井上幹事長が衆議院代表質問で日本版ネウボラの重要性を強調したところ、安倍首相は答弁で子育て世代包括支援センターを全国で整備すると明言したことで、ネウボラの期待が一気に高まっています。

今の子育て支援策は産後支援が中心です。妊娠期からの支援も拡充すべきであります。妊娠期から切れ目のない包括的な支援を展開することがネウボラの役割ですが、赤ちゃんへの虐待の防止策の側面でも有効な制度です。虐待は、望まぬ妊娠をした若い親が産後に重度の鬱状態に陥り、悲劇につながっていることが少なくありません。しかし、望まぬ妊娠でも、妊娠期からの心のケア、生活相談、出産後の子育て支援を切れ目なく行うことで、妊娠を前向きに捉えられるように意識転換することもできると思います。虐待は極端な例ですが、産後鬱は全てのお母さんに起こり得ます。妊娠期から出産後まで安心して相談できる場所は、お母さんの強い味方になります。妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談支援をワンストップで提供する子育て世代包括支援センターの設置はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、妊娠期から子育てまで切れ目なく相談支援をワンストップで提供する子育て世代包括支援センターの設置につきましてお答えをさせていただきます。

国が進める子育て世代包括支援センターの具体的な内容は、保健師などの専門職が全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、関係機関と協力して支援プランを策定することにより、きめ細かい支援とともに、さまざまな悩みに対する相談支援や必要なコーディネートを行い、支援プランに基づい

た助言や指導を行うこととしています。

本市では、妊娠期から全ての妊婦に対して、保健師等の専門職による相談体制を平成16年の合併時より既に構築し、継続相談の必要な妊婦に対しては、県内の産婦人科医会の協力を得て医療機関等の関係機関と随時連携し、支援しています。

また、新生児期から専門職による赤ちゃん訪問、生後3カ月から赤ちゃん教室、4カ月児健診、7カ月児教室、10カ月児健診、1歳児教室、1歳6カ月児健診、2歳児健診、3歳児健診と3歳までに合計9回の各種母子保健事業を展開しています。さらにその後、保育園、幼稚園、学校等と連携し、随時相談を継続しており、切れ目ない支援を行っています。

また、平成27年3月には本巢市母子保健計画を策定し、基盤課題に切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策として保健事業を充実強化しているところでございます。

本市では、このように国の示す子育て世代包括支援センターを先取りした事業として、合併時より根尾、本巢、糸貫、真正地域にある4つの保健センターにて、地域担当制によりきめ細かく実施しており、地域に定着しています。平成26年度の保健指導延べ人数は、妊婦321人、産婦246人、乳児1,124人、幼児1,567人、電話相談2,333人と多く、核家族化や育児情報の氾濫などから、不安を抱える保護者からの随時相談がふえています。

近年では、高齢出産や経済的問題などから、不安を抱えたまま妊娠し、出産、育児をするケースがあり、妊娠早期から具体的かつ効果的な支援が求められており、医療機関を初め民生委員、児童委員、子育て支援センター、幼稚園、学校等の関係機関と総合的に支援するケースがふえています。相談したいときに、いつでも子どもを連れて気兼ねなく相談できる拠点として、今後も子育て世代包括支援センター事業を含めた切れ目ない母子保健事業を、各保健センターを中心として効果的に実施していきたいと思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

本巢市は、合併当時から先取りをして進めているということでもあります。

私も孫がおりまして、本当に本市のこういった妊産婦、そして子育ての保健師さんがもうきめ細かく親切に、それこそお母さんに寄り添って相談に乗ってくださるという姿は目の当たりにして、本当にありがたいことだなあとということを常々感じておりました。本当に今より一層、そして相談に来られる方はそれなりにもしっかりとケアをされていると思うんですが、それができない、そういったところまでに何とか手をかけていけられるような、そんな施策をとっていただけたらなあということをおもっています。

ある地域での取り組みをちょっと紹介させていただきたいと思いますが、産前産後の支援を強化して、助産師による相談を開始したということで、体調不良を訴える妊婦や、電話相談などで不安

が大きい妊婦には、保健師、助産師が戸別訪問をして相談を行っている「個別妊娠中健康相談」、それから「こんにちは赤ちゃん訪問」でのママたちの聞き取りの中で、出産前の心配事としておっぱいが出るか心配だったなどの意見が多くあったため、母子健康手帳発行日と合わせて助産師による相談「安心育児・おっぱい教室」を開催、また出産を終え、退院した後、不安を抱きやすいときに保健師や助産師が電話をかける「生後2週間目全戸電話相談」を実施しておみえです。こういった具体的な、本当にニーズに合わせた取り組みをしているという、そういったことも少し紹介をさせていただきました。

こういったネウボラの成功の鍵というのは、たゆみなく、切れ目なく改善を行っていくという、そういったところが大事なあとというふうにも思いますので、今後、本当に悩みながら子育てに励むお母さんたちの相談・支援の場として、今後もさらに取り組みをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

最後ですが、今、注目の本巢市長さんにお尋ねをしたいと思います。

元気で笑顔あふれる本巢市づくりのため、女性が輝くまち、安心して子どもを産み育てることのできる本巢市をと願っています。このことの市長のお考えをお伺いします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、子育て支援につきましてのお尋ねでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、健康福祉部長、企画部長のほうから本巢市の子育て支援につきましてのお話を御回答をさせていただいておりますけれども、大変本巢市の子育て支援の施策というのは、先ほど来お話ありますように、切れ目ない妊産婦・乳幼児の相談支援という、本当に既に包括支援センターを先取りするような先駆的な取り組みというのをやっていることを含めまして、子育て支援の内容というのはかなり充実してきているんじゃないだろうかというふうには思っております。

昨日も、いつもは厳しい御質問をいただける鶴飼先生からも、本巢市の子育て支援は大変充実してきているというお話もいただきましたけれども、私どもも他市には負けない、県内の中でも、そしてまた全国的にも、本巢市の子育て支援というのは保健も含めてかなり先駆的、前向き、そして大幅な支援をしていっているというふうには私は思っております。

これからの本巢市、また日本を背負って立つ子どもたちを、これからも本当に健全で立派に成長させて、これから社会の担い手として立派に成長していただけるように育てていくのが我々の責務でもあります。これからも女性が安心して子どもを産み育てることができるように、これからも子育て支援の充実強化に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

また、今現在策定中の本巢市第2次総合計画におきましても、子育て支援を重点政策の一つというふうに位置づけておりまして、これからも今後10年間、こういった重点的に取り組む施策の一つ

ということで積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。今後ともよろしくお願  
いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

障がい者を持つお母さんたちの中では、本巢市以外の岐阜市とか、いろんなところでお母さん  
たちが集まる場があって、本巢市は本当に障がい者の子に対しても保育園も入れるし、本当にすごく  
いいねという、そんな声がひたひたと広がっているように思います。どうか今市長が述べられたよ  
うに、みんなが安心して子育てができる、そんなことが本巢市の売りですよと言えるように今後と  
もよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、7番 高田文一君の質問を許します。

○7番（高田文一君）

それでは、通告に基づきまして、3項目について順次お聞きをしていきたいと思しますので、よ  
ろしくお願いをいたします。

最初につきましては、主権者教育についてお聞きをしたいと思します。

先ほど船渡議員が大変勉強された発言がうる出ておりましたので、重複することについては避け  
ていきたいと思します。特に選挙権の啓発の問題であったり、意識の問題であったり、若者の政治  
にかかわる啓蒙啓発等々について私も発言をしようかと思しておりましたけれども、すばらしい発  
言が先にございましたので、その分はちょっと省かせていただきまして、主権者教育について特に  
お聞きをしていきたいと思します。

先ほども申されておりましたとおり、公職選挙法が改正され、投票できる年齢が18歳以上に引き  
下げられることにより、来年度の参議院選挙では18歳以上の高校生でも1票を投じることができ  
ようになりました。

さらに、きのうの新聞でございましたが、ある新聞に高校も校外の政治活動を認めていくという  
大きな見出しが出ておりましたが、高校生でございすけれども、高校生の政治活動や選挙運動の  
あり方をまとめた文科省の学校現場に対する新しい通知案というのが近く全国の都道府県の教育委  
員会へ示すというようなことを新聞が出しておりましたけれども、もう少し見てみましたら、校内  
の政治活動は原則禁止するが、校外では一定の条件のもとで認めていくというようなことも、既に  
そういう国のほうでは徐々に示しているようでございすけれども、そうしますと学校での主権者  
教育というのをどういうふうに進めていかれるのかなあというふうにますます関心を抱くところ  
でございす。

何度も言いますが、選挙権年齢を18歳以上に引き下げられる公選挙法改正は、憲法改正の  
手続に関する国民投票を整備するためでもあるというふうにも一部言われておりますが、一方、先  
ほども舩渡議員がおっしゃいましたように、若者の政治への関心を高め、政治参加を促す起爆剤に  
する狙いもあるということでございます。そこで、この機に全国の関係者が一斉に主権者教育を議  
論し、取り組みを始めた学校もあるというふうに報道されています。さらに、総務省と文部科学省  
も、政治に関する副読本も準備をして配付をしたいというような報道もなされています。ところが  
一方で、教える側が、何が課題でどう教えるのかと戸惑いや萎縮があるというふうに言われており  
ます。

御存じのことかと思っておりますけれども、教育基本法には、学校は特定の政党を支持し、またはこれ  
に反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならないというふうにもうたってござい  
ますが、当然のことございまして、新聞を見ますと、7月2日に自民党は改正公職選挙法の成立を受  
けて、公立学校の教員の政治的行為の制限を強化し、違反には罰則を科するというふうに教育公務  
員特例法の改正を盛り込んだと政府に提言をしたと言っています。提言の内容につきましては、教  
育は政治参加に関する指導で、個人の考えや特定のイデオロギーを押しつけることがあってはなら  
ないというふうに提言の中でもはっきり言っているわけでございますけれども、これまで教員の政  
治活動は制限されていたが、罰則規定が設けられれば、先ほどもいいましたように教育現場が萎縮  
する可能性もあるのではないかとこのように私は思っています。さらに、授業の中で、政党名を上  
げたり、賛否が分かれるような政治の政策をどこまで取り上げていいのかと、多分戸惑いがあると、  
私は素人なのでそう思っているわけでございますけれども、そんなことを思いながら今回は質問を  
させていただきました。

そこで、本市の取り組みや方針について伺います。

1つは、中学校での主権者教育、または同じような実践教育があるかと思っておりますけれども、そん  
なことについて教育長にお伺いいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

**○教育長（白木裕治君）**

それでは、ただいまございました学校での主権者教育、そして同様の教育実践ということで通告  
をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

議員お話がございましたように、先ほど来も舩渡議員さんのほうからも出ておりましたんですが、  
改正公職選挙法が成立したことを機に、高校では18歳ということで3年生が関係するわけござい  
ますけれども、高校だけではなくて、小学校、中学校におきましても、児童・生徒の発達段階を踏  
まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質、これをより一層形成するこ  
とが求められるようになってきております。

この主権者教育についてでございますけれども、これまでも社会科の授業で学んできております。

まず小学校6年生でございますけれども、みんなの願いが実現する政治の仕組みということで学んでおりますし、地域の一人としてよりよい社会をつくるために積極的に政治に働きかけていく大切さ、これを学び取るということで勉強しているところでございます。

また、中学校のほうでございますけれども、3年生におきまして、国民主権、そして民主主義の仕組み、これらについて学び、これにあわせまして選挙の仕組み、そして先ほどもお話がございましたのですが、投票率の低下等いろいろな課題があるわけでございますけれども、こういう課題につきましても具体的に学んで、主権者としてどのように地域、そして政治にかかわっていくのかを勉強しているところでございます。

また、そのほかということでございますけれども、児童会とか生徒会活動におきまして、自分たちの暮らしを見詰めながら、協力して問題を解決していこうとする自主的な態度を育成するように努めているところでございますし、現実の組織づくりの場では、立候補する側は公約を述べる。さらに、投票する側は根拠を明確にして候補者を選ぶといったように、選挙の意義、そして投票する責任についても実践的に学んでいるところでございます。

さらに、本巢市では、夏に児童会、生徒会サミットを行っているわけでございますけれども、この生徒会サミットの中で、市長さんにも御足労いただく中で、市長さんと語る会というものを持っておりまして、ことしも根尾のところで市長さんにもお越しをいただきまして、自分たちの市の様子を見詰めて、そしてよさや課題、これを明確にして、これからの本巢市のあり方、こういうものを市長さんに具体的に提案を申し上げたり、さらにはこれまでの動きの中で、根尾川水系の愛掃活動、これも子どもたちが自分たちで実際に提案、行動をする方向を打ち出して現在行われているものでございます。こういうことを通しながら、自主的・実践的な態度の育成、そして集団や地域社会の一員としての自覚を高めるように学校のほうでも指導に当たっているところでございます。

今後についてでございますけれども、県や国、先ほど国の昨日の報道でございますか、文科省のほうの高校生に対する通知の案ということで、まだ案の段階ということだそうでございますけれども、国のほうでも現在、指導方針等、模索をしながらということでございますが、こういう国のほう、県のほうから出されます指導方針とか指導資料を参考にしながら、今回の選挙年齢の引き下げを機に、今まで以上に児童・生徒の発達段階に応じた主権者教育の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

学校では、既に6年生と中学3年生については教科の中で、あるいは実践的には生徒会や生徒会サミットで、その実践をしながら自分たちの責任ある行動をどうしていくと、あるいは行政、政治に結びつくところまで踏み込んだ勉強もされているということでございますが、まさにそうである

うと思います。

私も、かつてジュニアリーダーを設立したときに、古い話でございますけれども、初めて中学校でジュニアリーダーを設立した有志の彼らは、根尾川はやっぱり水泳場所になっておりまして、たまたま行きましたら、そのころ空き缶だけじゃなくて空き瓶まで散乱しておりまして、それは非常に危険だということで、みずから考え、みずから行動を起こしていったという例がございます。その後、席田用水の周囲沿線の全部の空き缶拾いも定期的に続けてくれた記憶がございますが、まさに自分たちが考えたことを自分たちで行動しながら、そうしていくことを身につけていくことだと思うんですね。そして、さらに進めば、何でこんなところにごみが落ちているんやろう、何で捨てるんやろうと。それじゃあ議会、政治はどうなっていくんだというふうに考えが膨らんでいくというふうに、私も今、教育長さんの答弁を聞きながら思い出しつつ、そう思っているところでございます。

先日、県議会の県の教育長答弁も、今、教育長さんがおっしゃったように国が示す副教材の内容も踏まえつつ、これは主に高校生だと思いますが、模擬投票を初めとする実践ビデオを盛り込んだ指導の手引を作成し、児童・生徒の発達段階においた主権者教育ができるように取り組んでいきたいというふうに答弁もされております。先ほど教育長さんがおっしゃったような答弁に結びつくわけでございますので、どうぞ今後、これを機に児童・生徒の主権者教育をますます充実していただくようお願いして、2つ目に入っていきたいと思います。

それでは、先ほど言っていましたように、教育の現場では戸惑いがあったり、萎縮したりするのではないかというふうに一部評論家などが述べておりますけれども、教員の政治的中立性の引き締め強化への対応は今どのようにお考えになっているか、お聞きをしたいと思います。

#### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

#### ○教育長（白木裕治君）

教育現場の戸惑い、そして政治的中立、引き締め強化、こういうことへの対応ということでお答えさせていただければと思います。

先生がおっしゃられますとおり、主権者教育の指導に当たります学校教育の政治的中立性を確保するための政治的活動制限、この違反に対しまして新たに罰則規定を設ける、そういう動きがあることは承知いたしているところでございます。

学校の指導の中で、教員が立場を利用して個人的な考え方、そしてイデオロギー、こういうものの押しつけがあったり、特定の政党や候補に対する支持・不支持の押しつけがあったりしてはならないことはもちろんのことでございますが、これまでもそうであったように、このことについてはこれからも誤解の生じないよう教員は子どもの指導に当たっていかなければならない、そういうふうに考えているところでございます。

御心配いただいておりますことは、このような動きの中で、先ほどもお話がございましたが、教



員が萎縮をして世論が分かれたりするテーマ、こういうものを学校で扱うことを避ける風潮が高まって、政治や社会に関心を持たせ、主権者として積極的に政治に参加しようとする子どもを育てる主権者教育の目的が達成できないのではないかと、そういうことだと考えさせていただくわけですが、そういうことだと考えさせていただくわけですが、この政治的中立性ということは、意見が対立する課題から目をそらす、そらさせる、そういうことではないというふうに考えております。身の回りの社会や政治的な課題に目を向け、偏りのない多様な考え方に触れさせて、子どもたち自身に意見を持たせ、主体的に判断させる。そのための授業づくりに教員が全力を尽くす、このことが主権者教育の目的達成につながるものだというふうに考えているところでございます。

教育委員会としましては、先ほども申し上げましたけど、今後出される国や県からの主権者教育の指導方針、それから指導資料、これらをもとに本巢市の教員が子どもの発達段階に応じた主権者教育の指導に自信を持って当たれるよう、指導のあり方に関する研修の場などを設けてまいりたいと、そういうふうに思っているところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

非常に主権者教育の難しさがあるのだと、私は素人でございますけど、ますますそう考えるんですが、今、教育長がおっしゃったように、世論が分かれるときに目をそらすのではなくて、目を据えつけながら教育をしていかななくてはいけないということなんですが、もう少し具体的に、例えば賛否が二分するようなことがありますね。今、ちょうど当面しているのかもしれませんが、あるいは全く違う主張が子どもたちの間で起きてきた、そういう話題になったときに、それではどういふふうに、片方・片方があるわけですね、二分するようなことですから。そういうときには、ベテランである教育長さんほどのように教育をなさるか、お考えがあったらお聞かせをいただきたいと思っておりますけれども、お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

大変難しい御質問だというふうに受けとめさせていただいておりますが、現実には主権者教育、今国のほうでも、先ほど来申し上げておりますように、きのうの新聞でもございますように、高校生に対しましても案ということが出てきているわけですが、まだ正式にということではございませんが、模索の段階ということだけ受けてとめていただきながら、今の御質問にお答えをさせていただこうというふうに思うわけですが、意見が対立すること、そして子どもたちが新聞記事とかマスコミ、テレビ、こういうものを見ているということは大変ありがたいことだというふうに思うわけですが、その中で具体的な政治の問題、これで意見が対立するようなことにも関心を示すこともあろうかというふうに思っているわけですが、それはそれで主権者教育の出

口から考えてまいりますと大変大事なことだというふうに思うんですが、実際に小学校、中学校の授業で扱う場合、これは高校ではないということ、これも大変重要な要素でございますが、申し上げたいのは発達段階ですね。このことを考えていかなければなりませんし、それから意見が対立するというのでございますので、両方の意見、これを教員がまず中身を子どもたちにきちんと伝えることができるのかどうか、そういう教師側の準備の問題がまず第1点に出てくるわけでございます、授業で扱うということになりますと。

そして、もう1点でございますけれども、そこで示される多様な考え方、これが小学校、中学校の段階で理解できるものなのか。これが先ほども申し上げました発達段階ということでございますけれども、これが大変重要になってまいります。新聞に出てまいりますこと、この数日間の間でもいろんな問題が出てきているわけでございますけれども、子どもたちがその学年で本当にいろいろな考え方を自分のものとして理解することができるかどうか。それをやはりきちんと吟味して、授業の中へのせていかなければならない。授業を行うのであればそういう吟味を行わなければならないというふうに考えているわけでございます。大変これは難しい問題でございます。

そのため、先ほど来申し上げておりますように、今後示されます国とか県の指導方針、そして指導資料、これをもとに実際に行われるという段階におきましては研修会等を実施いたしまして、決して誤解を招く授業が行われぬように、教育委員会と現場が一体となって、この主権者教育が充実して進められていくように対応してまいりたいと、そんなふうに考えているところでございます。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

本当に難しいことをお聞きしたにもかかわらず、適切に回答いただきました。

国がまだ準備段階ではありますし、先ほどもおっしゃっていますように、県がこれからいろいろ指導方針を立てていくというさなかにきちんと考え方を説明いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、次に2番目の質問に移らせていただきます。

2つ目は、本巢市の人材育成基本方針についてお聞きをしたいと思います。

この方針は、私どもの手元へいただきまして大分になりますが、今回初めてこの方針についてお聞きをするところでございますので、今回はこの方針がどのように現在進められているか、現状について特にお聞きをしたいと思いますので、答弁のほうをひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今回、特にこの人材育成方針をお聞きしたいなと思いましたが、もちろん多様化する住民ニーズ、それと市民の皆さんの情報がなくて早いということがありますね。これに対処するのが1つあります。そうすると、そういう市民ニーズに対して、当然のことながら職員の力量とか、能力と

かというバランスが求められているのではないかと思います。

過去に私、2回ほど質問をさせていただいておりますが、そこに職場ではメンタルヘルスのことも随分重視をしていかなければならないというふうに思っています。そういう情報は早いし、高いという市民の皆さんにやっぱり行政サービスを勧めるためにはどうしたらいいかということですね。職場では、どこの職場でもあるようでございますけれども、最近メンタルヘルスのことが重要視されています。さらに、本巢市の場合は、合併いたしまして3町1村の合併でございます、それぞれ3町1村で採用条件とか、採用形態がやっぱり違う部分があると思います。さらに、合併して10年になりますので、新しい職員の方が経験10年をお持ちの方がいらっしゃると、そういう意味で4形態と言っているのかどうか分かりませんが、そういう現実の職員構成の中でございますので、特にこれをお聞きして、次のときにもう少し具体的にお聞きをしないかなあというふうに思っています。

この基本方針というのは、私らいただいておりますけれども、第1章から第5章まであるわけですが、今回はその中の3項目だけについてお聞きをしたいと思っております。

1つ目は、障がい者及び高齢者雇用の現状という章がございますが、その中では、障がい者雇用についてはバリアフリー社会の実現を図る上で、障がい者の雇用の枠を確保することが社会全体の責務の一つであることを踏まえ、定期的な採用試験の実施に当たり、障がい者雇用率の推移を見きわめながら障がい者雇用枠を創設するという方針がございますが、この現状はどうでありますかということですか。

片一方、高齢者雇用につきましては、年金制度が改正されて60歳前半の生活を雇用と年金の連携によって支えることが社会全体の課題になっているため、官民を問わず高齢者の継続雇用の推進に努めなければならないとあります。このため、働く意欲と能力のある定年退職者を長年の経験と知識を生かせる職務に再任用する制度を創設するというふうの方針の中にございますけれども、現状はどうでしょうか、お聞きをしたいと思っております。企画部長さんをお願いします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、障がい者及び高齢者雇用の現状につきましてお答えをさせていただきます。

初めに、本市における障がい者の雇用状況でございますが、本年4月1日現在におきまして、正職員で5名、日々雇用職員で5名の合わせて10名の雇用でございます、障がい者の雇用の促進等に関する法律において定められております法定雇用率の2.3%に対しまして、現在、本巢市の雇用率は同率の2.3%ということでございます。

本市の人材育成基本方針におきましては、議員が申されましたように、定期的な採用試験の実施に当たり、障がい者雇用率の推移を見きわめながら障がい者雇用枠を創設すると規定しておりまして、今後におきましても法定雇用率を下回ることはないよう、障がい者雇用の枠の確保に努めてま

いりたいと考えております。

次に、高齢者雇用についてございますが、本市では職員の再任用に関する条例による再任用制度を設け、特に平成25年度以降に定年退職する職員が退職年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する者については再任用とするいたします閣議決定、この閣議決定を受けまして、平成25年度以降に定年退職する職員の雇用と年金の接続ができるよう運用しているところでございます。しかし、本市におきましては、現在までに再任用制度により任用した職員の実績はございません。

再任用制度につきましては、今まで部長等の管理職であった者が課長補佐以下の職務につくこととなりますので、上下関係が逆転し、また人間関係の悪化やモチベーションの低下など、こういったことが懸念されております。

また、新規採用を希望する若者の雇用の場も失ってしまうというような課題もあるという現状でございます。

本市のように職員数の少ない自治体ではなかなかなじまず、他市町におきましても事例が少ないという現状でございます。現在のところ定年退職後の再任用の意向希望を有する者につきましては、嘱託員や日々雇用職員といたしまして希望する職員全員の雇用の場を確保しているというところでございます。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

障がい者雇用につきましては、雇用率を下回っていないということでございますが、高齢者雇用については、私も心情はよくわかると思います。きょうまで部長だったのが、あしたから課長の下で仕事をしなきゃいけないという、そういう仕事よりも心情というのが先に出るということは十分承知をしておりますが、将来に向けて検討をしたいということでございますので、そういうことも含めて、ベテランの専門性の高い職員も大勢お見えになると思いますので、そういう専門性の高い仕事もあるやに思いますので、そういうことも含めて将来に向けて検討をお願いしたいというふうに思っております。

それでは2つ目でございますけれども、配置管理の中の職務能力等養成期間の配置実態及び自己申告制度についてお聞きをしたいと思っております。

私、過去の一般質問の中でも答弁いただいておりますが、人事異動の基礎資料として職員の自己申告書をもとに異動や勤務地の変更に対応をしているというふうに答弁もいただいております。この中で、職務能力等養成期間においては、なるべく多様な職務分野の経験をさせることを基本としているということでございますし、自己申告制度につきましても、人事異動に当たっては、職員から職務意向聴取により職員の異動希望の把握に努めてきたが、この制度はどちらかというと職場の状況や私的要求が強調されたところであり、また職員からは人事担当部局への一方通行のものであ

ったというふうに書いてありました。それじゃあ、今後改められるのか、また現実の現状と、それから充実度はどうであるのか、お聞きをしたいと思います。企画部長にお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、配置管理における職務能力等養成期間の配置実態及び自己申告制度の充実につきましてお答えをさせていただきます。

人材育成基本方針に掲げる配置管理における職務能力等養成期間につきましては、基本方針におきまして、採用からおおむね10年間程度までの職員を対象とし、人材育成を図るため、多様な職務分野を経験させるジョブローテーションを3年をめぐりに定期的に行っていくものとし、窓口部門や事業部門だけでなく、県などへの派遣研修も含め、若手職員の職務能力の養成に努めるものでございます。

本市におきましては、特に新規採用職員につきまして、極力窓口業務の部署に配置し、公務員として行政はサービス業であることをまずもって経験させるよう配置しておりますとともに、主査までの職員を対象といたしまして、若手職員による政策研究グループへの参画を促し、政策能力の育成に努めているところでございます。しかしながら、配置の実態につきましては課題も多く、必ずしもローテーションどおりに3年での異動や他分野への異動ができていない職員もいる状況でございます。

次に、自己申告制度の充実につきましては、毎年11月に職員の職務に関する自己申告を実施しております。これによりまして職員の職務の状況、勤務の状況、健康状態などを把握するとともに、人事異動の参考としているところでございます。これまでに職員のメンタルヘルス対策といたしまして、職員の健康状態を把握する項目を追加するなど改めてまいりました。現在の自己申告制度につきましては、議員が申されましたように職員からの一方通行ではございますが、私ども人事担当部局といたしましては職員の率直な意見を聞く有効な手段であるということから、現行の制度を今後も引き続き継続してまいりたいと考えております。

また、これに加えまして、今後は上司との定期的な面談を実施するなどのこういった仕組みを検討していきたいというふうを考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

基本方針があるんですが、私も経験からいいますと、同じ部署に長く務めることは余り本人のためによくなかったと思いますし、将来的なことも考えるとなるべく基本にあるような方針をやっばり考えていただけるのがいいかと思っておりますし、他の職員から見ると何であの人はあの職ばかりなん

やろうと。むしろ不満というか、不平が変なところへ出てきてしまうと。せっかくの方針であったり、これからやろうとしている職員協調性のためのことも変えてしまうのではないかと私はそう思っているところでございます。ぜひまた、新たに定期的な上司との面談もやられるということでございますので、どうぞ職務能力養成期間はなるべく多様な職務を、あるいは分野を経験させていただいて、行政サービス、住民サービスに臨んでいっていただきたいと思っております。

それでは、3つ目の昇任管理の昇任制度について、充実についてお聞きします。

昇任管理は、当然のことながら公平・公正であることはもちろんのこと、職員が納得でき、かつ信頼できるものにするために制度や運用を充実するということになっておりまして、その中に勤務評定があると思っておりますが、危惧するのは評定者、私も経験がございますけれども、ややもすると寛大傾向になってしまうんですね。設定結果が実際より成績がいいように甘くなってしまう評定であったり、中心的、設定結果が、まあいいや、中間的な評価にしてしまうとか、最も悪いのが特定の偏りとかだということもございますけれども、そういうことも含めまして、この昇任管理の中の昇任制度の充実は現状ではどういうふうでありますか、お聞きをしたいと思います。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、昇任管理における昇任制度の充実につきましてお答えをさせていただきます。

人材育成基本方針における昇任管理につきましては、公平・公正であることはもちろんのこと、職員が納得でき、かつ信頼できるものにするため、評定基準等の公開、評定者訓練の充実、評定者と被評定者の面談などの実施を掲げているところでございます。

人事評価は、評価することにより差をつけることが目的ではなく、人材育成のための重要なツールであると考え、被評価者の能力や仕事ぶりを評価して本人にフィードバックすることによりまして、職員の能力開発、人材育成につながり、被評価者を成長させ、組織の業績・成果を向上させていくために行っていくものであるというふうに考えております。

本市におきましても、今までにも評価者・被評価者それぞれを対象にして、評価者研修、被評価者研修を行ってまいりました。特に、評価者研修では、相対評価ではなく絶対評価による評価を徹底し、人事評価に努めてまいりました。

この人事評価制度につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月に公布され、地方公共団体においては新たな人事評価制度の導入が求められているところでございます。本市におきましても、来年度からの新たな人事評価制度の運用に向け、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

最後に、来年度から新しい人事評価制度に取り組みたいというふうに答弁いただいたんですが、新しい評価というのが今わかっているようなことがありましたら、簡単に結構ですけど、答弁いただけますか。再質問です。

○議長（黒田芳弘君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

先ほど御答弁の中で、国のほうから示されております新たな人事評価制度ということで導入が求められているものでございまして、現在、国のほうからは、この新たな人事評価制度について、内容といたしましては、これまで行っております職務遂行を通じて発揮された能力や行動を評価する、いわゆる能力評価、これは今まで行っておりました評価でございます。これに新たに業務での実績を評価する業績評価を加え、この2つの評価をあわせて実施することで職員個々の能力、実績に基づいた人事管理の実現を目指すというものでございまして、頑張っている職員を評価することで職員個々のモチベーション、組織の士気、公務能率のさらなる向上が期待できるとされているものでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

最初に申し上げましたように、この方針につきましては、今回は現状を主にお聞きをしたところでございますけれども、適切に答弁をいただきました。細かくいただきましてありがとうございました。次回の参考にしていきたいと思っています。

それでは、最後の3番目の特定健康診査についてお伺いをしたいと思います。

平成20年4月より生活習慣病予防の徹底を図るため、特定健診、保健指導の実施が義務づけられました。平均寿命の延びや人口の高齢化でございますけれども、ちょっと参考に、岐阜県で本巣市の平均寿命がどのぐらいかといいますと、平成22年の資料しかございませんけれども、女性が44番中3位、87.2歳ということで、男性が低いんでございますけれども、79.5歳で38番目でございます。それから人口ピラミッド、今ピラミッドじゃなくてのこぎりなんですけど、多い人口でいきますとやっぱり団塊の世代と言われる65歳、66歳が非常に多いというのが現状でございまして、高齢化率も現在の26年度でいきますと25.4%ですが、27年度になると31%になるという本巣市の推移、予想があることでございます。

そういう中で、糖尿病、心臓病、脳卒中、がん等の生活習慣病にかかる方がふえています。生活習慣病を悪化させないよう、定期的に健康診断を受けて自分の健康状態を知ることが一番であり、

そのことが求められているのは当然でございます、この生活習慣病は自覚症状がほとんどないまま進行するため、そのまま気づかないことが多く、進行するとある日突然心筋梗塞や脳梗塞などが起こり、命を落としかねないとも言われています。

習慣病対策は、発症リスクの高い人を健康診断で早目に発見し、生活習慣の改善に向けた取り組みを早い段階でスタートすることが最も大切であると言われておりますし、そのため先ほども言いましたように平成20年度から導入され、特定健診がそのことだと思っております。対象者には、それぞれ対象リスクに合わせて保健師や管理栄養士などが食生活と運動指導についてアドバイスをし、特定保健指導が実施されています。

毎年毎年、市からこの案内が来るわけですね。40歳から74歳の方に案内が来るんですけども、ここに書いてありますように、「本巣市はあなたの健康を応援します」というようなことが書いてありますが、そこで発病予防や重症化予防に努め、健康的な生活習慣の確立を目指すことが重要であり、医療費の抑制にも結びつくと思っております。

そこで、市の取り組みについてお伺いをいたします。受診率、実施率、それから評価についてお聞きしますが、私も過去の質問の中で、特定健診のことで質問したことがございますけれども、そのときの答弁でも、本市の受診率が県平均よりも高いのは、対象者に対して電話訪問や来所面接など、機会を活用して積極的な受診勧奨や保健指導において、個々にきめ細かく支援を行って保健指導を行っていますという答弁をいただいておりますけど、まさにそのことだと思っておりますし、今回の26年度の事業報告所の中の36ページにも、特定保健指導実施率向上に役立つ好事例集として全国に紹介されました云々と報告書にも書いてございますけれども、そんなことも含めて、1番の受診率、実施率と評価をお聞きいたします。健康福祉部長にお願いします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

**○健康福祉部長（村瀬正敏君）**

それでは、受診率、実施率と評価はにつきましてお答えをさせていただきます。

特定健康診査受診率は、平成25年度法定報告で、本巣市につきましては49.3%、岐阜県の平均は35.7%であり、県内42市町村中第11位となっております。

また、特定保健指導率は、本巣市83.6%、岐阜県の平均は33.9%であり、県内第4位となっております。

このように健診受診率、保健指導率ともに高いため、平成26年12月に厚生労働省にて、特定保健指導実施率向上のために保険者が展開している効果的な取り組みに関する調査事業のヒアリングを受け、平成27年3月には特定保健指導実施率向上に役立つ好事例として全国に紹介されました。特に本市の特性として、町村合併後に結果説明会を市全域に導入したことは、保健事業のベースとなる住民の健康リテラシー、いわゆる健康に関する意識や知識の向上につながっていることがうかがえる。また、特定健診受診後のフォローは本人の健康意識を高め、保健事業を進めやすくする上で



不可欠であると評価されておるところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

今の全国で紹介された好事例というのは、全国でどのくらいの事例があったうちの本巢市なんでしょう。

そして、今評価は聞きましたけれども、この好事例に対する評価が主な評価というふうに聞いておりましたが、特に本巢市、あるいは自分たちの評価が特にこんなことがあるんだということがあればお聞きをしたいと思いますけど、再質でございます。

○議長（黒田芳弘君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

まず好事例につきましては、本巢市を含めまして自治体関係につきましては3つが好事例として取り上げられました。また、健康保険組合関係につきましても3カ所が好事例として取り上げられたものでございます。

2点目の市としての評価ということでございますけれども、特定健康受診率と特定保健指導率が年々向上しておるといふことと、それに伴いまして医療費等も減少しつつあるというふうに思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

今も医療費云々という話があったので、2番目の医療費の推移と抑制効果について伺います。

先ほど言いましたように、対象者の案内の中に医療費が書いてございました。健診受診者が1人当たりの1年間の経費14万2,493円、健診未受診者、受診をしていない方が35万4,410円、この差が21万円ありますというふうに書いてございまして、ですから「受けて得する特定健診」と、こう見出しが出ているんでしょうか。それとも、「自分で守ろう自分の健康」、両方そうだと思いますけれども、そんなことで、2番目の医療費の推移と抑制効果についてお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま議席番号8番 高橋勝美君が退場されましたので御報告いたします。

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、医療費の推移と抑制効果につきましてでございますけれども、特定健康診査受診率、特定保健指導率の向上によって医療費が高額になりやすく、高血圧等の生活習慣病が重症化した結果として、虚血性心疾患、脳血管疾患、人工透析等の国保医療費及び受療者を見ますと、平成22年度から平成25年度にかけて減少しています。虚血性心疾患の国保医療費は、平成22年度は3億5,045万円、受療者は809人から平成25年度は3億713万円、受療者は774人と、4,332万円、受療者35人の減少、また脳血管疾患では平成22年度2億4,428万円、受療者は542人から平成25年度には2億1,518万円、受療者は506人と、2,910万円、受療者36人の減少、人工透析におきましては平成22年度1億3,388万円、受療者は27人、平成25年度には9,862万円、受療者は19人と、3,526万円、受療者8人と減少しています。この3疾患で、合計1億768万円、受療者においては79人の減少効果を上げています。

厚生労働省は、平成26年4月に高齢化の進展等で増加を続ける医療費を適正化するため、保険者がレセプトや健康情報等を活用して保健事業を実施するデータヘルス計画を国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正を行い、位置づけました。データヘルス計画では、予防可能な生活習慣病の重症化予防として、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症による人工透析を減らし、健康格差を縮小するとしています。

本市におきましては、平成20年度より医療費分析や健診結果分析から本巣市健康増進計画を策定し、保健事業を推進しており、医療費抑制の一定の効果を上げています。さらに、平成27年度よりこれら国の方針に基づき、レセプトや健康情報などの分析が可能な国民健康保険データバンクシステムを活用し、健康課題を明確にして、保健事業を効果的・効率的に実施を進める方向性を検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま議席番号8番 高橋勝美君が入場されましたので御報告いたします。

〔7番議員挙手〕

高田文一君。

○7番（高田文一君）

評価にもございましたように、医療費の抑制になっているのは数字で出ているようでございます。

それでは、最後3つ目ですが、そういうことも含めまして、今後の自己健康管理の意識向上対策はどのように考えておられるか、お聞きをしたいと思います。

すなわち、市民一人一人が自分の健康は自分で守るのが健康志向を高めることだと思いますし、地道に長期的に続けていくことが望ましい生活習慣を定着させることだと思いますし、生涯を通して健康づくりになるのは、そのためには最低でも年1回の健康診断を受けて、特に保健師などの指導を受けながら結果を正しく理解していくことだというふうに思っています。

私も先日、8月31日に結果説明を受けたんですが、どうしてもこの説明を受ける前に数字が悪化

しているほうに考えてしまうんですね。また数字が悪くなってへんかというふうに、そういうふうに身構えていくんですけれども、保健師さんの対応が実に優しくて、にこにこ、専門用語を使わずに、私のような素人にわかるようにこういうふうにしたらいいですよ、さらにそういうふうな生活習慣を続けていければ、あと数年は大丈夫でしょうと。この数年というのが気になったんですけれども、そういうふうに専門用語を使うんじゃなくて、本人、市民に合わせたきちっと結果説明をしてくださることが非常に私は印象にあったわけですが、そういうことも含めて、3番について質問をさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、今後の自己健康管理の向上対策はにつきましてお答えをさせていただきます。

特定健康診査は、約5割の方が受診し、健診後の結果説明を根尾、本巢、糸貫、真正の4カ所の保健センターで実施しております。結果説明会の日程以外での随時の個別相談も多く、特定健診のほか、青年健診、すこやか健診、節目健診の結果説明への参加を加えますと、平成26年度実績は5,168人の個別相談を行っています。このように、結果説明を受けることの重要性は住民の方に広く理解されていると思われまふ。この説明では、個別に健診結果の見方と、5年継続データから見られる健康状態の変化と生活習慣の変化を見て、今後の健康の見通しや治療の必要性を検討していただいています。このことで、みずからの健康状態を知り、食事や運動などの生活習慣の見直しを行い、さらに適切な医療受診が必要な場合につきましては医療機関への紹介状をお渡ししていますので、受診行動につながっていると思ひます。

このことから、住民の方一人一人の健康管理意識の向上と健康行動から、本市の医療費抑制につながっていると思われまふ。近年では、医療機関での検査内容を保健センターに持参し、相談に来られるケースもあり、継続支援につながっています。これら保健指導の詳細についても、さきに御説明した特定保健指導実施率向上に役立つ好事例集にて全国に紹介されています。反面、生活習慣病が重症化し、医療費が高額になっているケースの多くは、特定健康診査の未受診者でございます。

また、特定健康診査受診者の中には、適正な医療受診が必要でも治療放置や中断しているケースがございます。このため、今後、未受診者対策に加えまして、治療放置や中断者に対する支援を医療機関と連携を図り、保健・栄養指導等の充実に努めたいと思ひます。さらに、幅広く健康に関する知識や情報を啓発する集団健康教育を平成26年度は5,626人に実施しており、今後も地域における保健活動を展開していきたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

最後に、習慣病が重症化になったり、医療費が高額になっている方は受診を受けていない未受診者であるというふうに今お聞きしたんですが、そういう未受診者に対する何か特別な指導とか考え方があればお聞きしたいと思います。

周囲がやかましくなりましたし、あと1分しかありませんので、これで終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒田芳弘君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

未受診者につきましては、現在も行っておりますが、電話勧奨、はがきによる勧奨、あるいは各種健診時での勧奨等、今後も続けていきたいと考えております。

また、重症化予防対策につきましては、治療放置、治療中断者への医療関係機関との生活習慣改善への継続を支援していきたいと、このように考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

3点につきまして、細かいところまで親切にそれぞれ答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前10時51分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続きまして、8番 高橋勝美君の発言を許します。

○8番（高橋勝美君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、先日の記録的な豪雨で被害に遭われた皆さん方にお見舞い申し上げます。

私は今回、高齢者についての2点を質問しますので、皆さん、早く終わらんといかんと、昼までにといいことでございますので、簡単な質問をさせていただきますので、きちっとした回答をいただければ再質問はしませんから、よろしくお願いたします。

初めに、高齢者を狙った振り込み詐欺などの特殊詐欺の防犯対策についてということで、特殊詐

欺といえますと、私、21ページに質問理由の説明の中で、特殊詐欺は2つございまして、1つ目は振り込み詐欺と振り込み詐欺に類似する詐欺ということで、振り込み詐欺はオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、それから振り込み類詐欺は金融商品の取引詐欺、ギャンブル必勝法の詐欺、異性紹介の、女性を紹介するということの詐欺だそうです。それと、そのほかにもございます。そのような詐欺が特殊詐欺でございます。

高齢者を狙った振り込み詐欺など、特殊詐欺の被害が増加を続けている中、警察任せでなく、積極的に防犯対策や安全なまちづくりに取り組む自治体がふえてきています。地域住民に特殊詐欺防止用の機器設置を勧めたり、特殊詐欺などの防止条例を制定したりする動きも目立っています。地域の安全は地域全体で守るという地域住民と連携して力を入れる自治体があるそうです。人口減少と高齢化で住民同士のつながりが薄れる中、こうした連携強化は地域おこしの足がかりとなり、可能性が進めていると思われまます。

そこで、昨年の2014年には、全国で警視庁のまとめによると被害額が1万3,392件で、565億円あったそうです。それは、前の年の13年より15%ふえておるということでございます。岐阜県では285件ございまして、12億8,000万円の被害があったそうです。北方署管内では10件あり、被害額は4,900万円であったということです。振り込み詐欺は、北方署管内で、今年27年に入りましては1月に71歳の女性が500万円の被害、1月に80歳の女性が未遂逮捕されたということでございます。また、3月にも85歳の女性が100万円の被害を受けられた。6月に52歳女性が未遂逮捕されたということでございます。また、3月上旬に市役所の職員を名乗り、還付金詐欺の電話が多くあったと。また、4月には警察官を名乗る電話が複数あったそうです。また、この捜査にもおとり捜査もやり、逮捕されたとのことも聞いております。

そこで、本巣市内の特殊詐欺の認知状況は、ちょっとお尋ねします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、市内での特殊詐欺の認知状況についてお答えさせていただきます。

先ほども議員から認知件数をいろいろ話されましたが、重複するかもしれませんが、ちょっと報告させていただきます。

平成26年の特殊詐欺被害について警察が把握しているものについては、県内では先ほど言われました認知件数が285件で、被害総額約12億8,000万円、それで本巣市を含む北方警察署管内におきましては認知件数が10件で、被害総額4,896万円でございます。また、平成27年、ことしの8月末現在では県内で174件、被害総額約7億6,000万円。北方署管内におきましては6件で、被害総額656万円という状況になっております。

また、市の消費生活相談窓口におきましては、特殊詐欺のほか、訪問販売や点検商法などの相談がございますが、中でも特殊詐欺の架空請求詐欺についての相談が多く、平成25年度は8件、平成

26年度は11件、平成27年度の8月末現在では8件の相談を受けている状況でございます。この中で実際に被害発生に至った事案が4件ございます。被害総額は57万1,800円となっております。このほかにも、振り込み詐欺の前兆と思われる不審な電話がかかってきたという相談も寄せられているという状況でございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今、部長からの御回答をいただきまして、本巢市内では件数は少のうございますが、これにまだ届け出がされていない、金融商品の取引で詐欺に遭った人なんか、まだ届け出は出しておられんが、あるかと思います。そういうようなこともありますので、今後の対策として警察と金融機関の連携が広がり、銀行員らの声かけなどによって被害を水際で食いとめたケースもふえているそうです。

被害防止策として、振り込み詐欺を電話口で撃退するため、通話口の自動録音機を設置している自治体が多くなってきたそうです。通話録音機電話は、電話がかかると通話の内容を録音することを伝えるアナウンスが自動で流れる録音機を設置した151世帯の調査で、不審な電話がなくなったというのが53.6%、不審な電話が減ったというのが20.5%あったそうです。また、消費者庁が2013年9月から2014年2月に岩手県、千葉県、大分県の3県で悪質電話対策のモデル事業等を実施したところ、効果が高かったことがわかったそうです。消費者庁の交付金を活用して、通話録音機が設置されている電話がかかると、振り込み詐欺の防止のために自動録音がされますよという案内を流し、犯行抑止が期待できるとのことで、近くでは三重県名張市、富山県富山市が設置し、通話内容の自動録音機を65歳以上の高齢者で希望のある方には無償で貸し付けをされているとのこと。

今後の本巢市の被害防止策はどうしてやられますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、今後の被害防止対策についてお答えさせていただきます。

本市におきましては、平成21年度から設置しています生活安全対策監を主として、毎年、被害を受けやすい高齢者を対象として消費生活講演会の実施や、生活安全対策監、北方警察署等による高齢者世帯訪問指導の実施、各種会合での出前講座の実施、パンフレット及び啓発品の配付を実施しております。

また、その他一般向けには、防災行政無線による放送、市広報紙へ関連記事の掲載、自治会回覧板に市の消費生活相談窓口の連絡先を明示するなど、公共交通車両への啓発ポスターの表示、若者に対しましては、成人式のときにトラブル防止のためのパンフレットを配付するなど注意喚起を

施しているところでございます。

また、消費生活窓口に相談があった場合には、その解決に向けて指導、助言、あっせんなどを実施しており、これにより被害防止がなされた事案もあることから、今後もこれらの取り組みを継続し、被害防止のための啓発を実施していくとともに、次々と生まれます新たな手口に備え、相談員の研修への参加、さらには消費生活相談員の資格取得などに取り組み、相談員の研さんに努めてまいります。

また、先ほど議員が申されました電話による録音機につきましては、そういう先進地がございましたら、その手法とか実績、効果などについて調査・研究をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今、部長のほうから市内のいろいろ啓発は出しておるが、またほかの市の方にお聞きをして検討したいということでございますが、消費者庁の交付金が出るというのがありますので、その辺も実際に交付金が出るかどうか確認されて、それがもしいただければ電話録音機をリースして貸し出すということも大事なことかと思っておりますので、その辺、特に国の交付金があるかどうかを調べていただきたいと、かように思っておりますから、よろしくお願いします。

続きまして、高齢者の地方移住と日本版CCRC関連についてということで御質問いたします。

CCRCというのは、私、質問の参考ということで19ページに上げさせていただきましたが、CCRCとは持続したケアを提供する退職者の地域共同体で、アメリカではついの住みかということでも広く普及しているということでございます。Cはコンティニューイング、Cはケア、Rはリタイアメント、Cはコミュニティーということで、これをCCRCとうたってアメリカはやっておられるということでございます。

それで、地方創生事業の政策予算の指針となるまち・ひと・しごと創生基本方針2015が6月30日閣議決定されました。地方創生総合戦略の中で、首都圏などの高齢者が健康なうちに地方へ移住できる区域の整備構想を推進するという項目が入っています。高齢者の地方移住は、アメリカではCCRCと呼ばれ、共同体がモデルで介護や医療施設などを整備した区域を整備して、高齢者が健康なうちに移住し、必要になればサービスを受けられる。アメリカでは現在2,000カ所で推定75万人が暮らしているということです。

政府のCCRCの構想有識者会議が2015年2月に発足し、前総務大臣でございました増田寛也さんが座長となられまして、提案された内容によりますと、10年後の平成37年には必要な介護を受けられない75歳以上の高齢者が東京近郊では13万人、全国では43万人の人と試算して、介護ベッドに余裕があって受け入れ体制がある地方への移住を、具体的に41地区を上げて6月4日に提言されました。石破茂地方創生大臣も、提言は政府と軌を一にしたものと評価されたそうです。内閣官房ま

ち・ひと・しごと創生本部事務局は、日本版のCCRCについての調査が全都道府県市区町村約1,788を対象に3月26日から4月15日にかけて調査をされた結果、日本版のCCRC関連の取り組みを推進する意向があると答えられた市は202自治体がありまして、これが11.3%だそうです。

「ない」もほぼ同数の199、11.1%、残りは「今後考える」が77.6%という回答だったそうです。「ある」と回答した75の自治体は、地方版総合戦略に盛り込む予定と回答していると結果が出ておりました。

日本版CCRCについては、私の説明の21ページの日本版CCRCの特徴ということで、従来の高齢者施設との比較が書いてございますが、お目通しをしていただきたいと思います。さまざまな分野で知識、経験が豊富な高齢者が元気なうちに地方に移住すれば、地域づくりに貢献できるし、地域も医療介護体制の整備が進む、雇用確保の効果も期待できるのではないのでしょうか。

そこで、市長さんにお尋ねしますが、市は日本版CCRC関連の政府からの調査にどのような御回答をされましたのか、お尋ねします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、高齢者の地方移住と日本版のCCRCということで、政府からそれについての調査が来た、それについて本巢市はどのように回答されたかという御質問についてお答え申し上げたいと思います。

日本版CCRCの構想につきましては、先ほど来、高橋議員のほうからお話をされておりますけれども、少し重複いたしますけれども、これは東京圏を初めとする地域の高齢者が希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送り、必要な医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すというのがCCRCの構想でございます。

政府におきましては、今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略という検討に基づいて、日本版CCRCの導入に向けた検討というのを政府において進められております。平成27年3月26日に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部から、日本版CCRCに関連する取り組みを皆さん方のところでは推進したい意向があるかどうかという調査が行われたところでございます。その調査につきましては、私どものほうの本巢市の回答は、まだ中身がはっきりしないということもありまして、推進するかどうかについては今後考えるということで回答をいたしたところでございます。

全国自治体の調査の報告というのは、先ほど高橋議員のほうからのお話ございました。全国自治体の中では推進したいというというのが11.3%、推進する意向がないというのが11.1%、本巢市と同じように推進については今後考えるというのが77.6%ということで、大体8割近くの自治体は今後の国の動き等を見てどうするかを考えるという回答をいたしておるところでございます。現時点ではそういう回答をさせていただいたところでございます。

〔8番議員挙手〕



○議長（黒田芳弘君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今、市長さんから今後考えるということで、8割程度の自治体の中に入っていますよということでございますが、私が調べたところによりますと、国に先駆けて、人口約6万人の新潟県南魚沼市ですが、元気な高齢者を呼び込もうと昨年夏からC C R Cの導入に動き出されているということです。市も早くその辺のことを考えていただきたいと、かように私は思っております。

それで、きのうたまたま市長さんが表明されました3選に出馬をすると表明されましたので、それに対して私の提案をひとつお願いしたいと、聞いていただきたいと思ひまして、これから二、三提案させていただきますから、よろしくお願いしたいと思ひます。

私が5月に提案いたしました本巢市総合戦略の策定に係る提案書内で、地方への新しい人の流れをつくるの中に、急速な高齢化により特別老人ホームの待機者が多くなる都市がふえているので、昨日も後藤議員からいろいろもとす振興公社のお話が出まして、今後は施設の運営が大変厳しいということを伺っておりますが、それで、今、毎年赤字が続いております四季彩館のホテル館を老人施設にしたらどうかという提案を私はしました。それは、市の総合戦略の策定に係る提案のときに、これは5月の初めのうちにやらせていただきました。

その後、私が知るところによりますと、昨日もお話が出ましたが、道の駅織部は順調な運営をされておるといってございまして、これから先、隣の大野町では東海環状道路の大野神戸インターの近くに道の駅をつくれるということも伺っておりますし、また最近ではJ A ぎふさんが岐阜市内の美江寺におんさい広場をつくろうということで、今、用地買収に入っておられるということも伺いました。そういうものが市内、また近郊にできますと、道の駅織部のお客さんもだんだん厳しくなってくるんじゃないかと、かように思っております。

私が総合戦略を提案した中でこういうことをうたっておりましたその後、5月27日に大阪で行われました日本経済新聞社関連の日経B P 社主催の地方創生自治体会議の講演に出席いたしました。そのときのテーマは地方創生を実現する、それには自治体の課題が大きくなるので、企業のノウハウを盛り込んだP F I、P P P情報提供を受けて公民一体で地域を活性化のお話がありました。この講演に行きましたのは、初めて行われました地方の活性化を企業と一緒にやっというということで、このP F I、P P Pということは、P F Iは、公共施設の運営に民間の資金とノウハウを活用して、公共サービスの提供を民間に主導で行い、効率的なかつ効果的な公共サービスの提供を図ることがP F I。P P Pは、公民連携の公設民営の方式で、包括的な民間委託をするということがP F I、P P Pでございます。

講演の中には、このお話があったのは、特別講演では「人口減少克服・地方創生に向けて」のテーマで、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の事務局、地方創生統括官の山崎史郎氏の講演がありました。また、「公民連携、我が市の取り組み」で、人口減少における持続可能な都市経営のテーマで、静岡県浜松市長の鈴木康友さんの講演がありました。その後、パネルディスカッション

がありまして、総合戦略づくりの現場からということで、パネリストには浜松市長の鈴木さん、熊本市の市長政策総室長の古床さん、和歌山県真庭市の総合政策部長の吉永さん、公益財団法人日本生産性本部公共政策部長の澤田さん、そこへ大和リース会社の社長、これは大和ハウスの系列で森田さんという方でございますが、これは上谷議員さんも御存じでございますが、モレラを開発された会社でございます。そこで、モデレーターが「新・公民連携最前線」という編集長の黒田さんがモデレーターでやっていただきました。その中では、産官学の垣根を超えて徹底討論がございました。

それで、PPP、PFIの利用方法として、この四季彩館を日本版の温泉つきCCRC施設にしたらどうかと私は思っております。今までにこのCCRCを利用してやっておられる施設が、この近くでは高山市に、フレスポ飛騨高山というのが商業施設に地域貢献の場を併設して、PFIを使ってやっておられるということをお聞きしております。

それと、国内では市庁舎の整備ということで、公用地を活用したさまざまな方法で市庁舎の整備を行っておられるということをお聞きしております。

それと、PFI方式で、横浜市瀬谷区で総合庁舎、古くなった庁舎と公園を一体整備、消防署も備えた災害時の安全なまちを考えた多機能の、これがPFIでやっておられます。

それと、クリーンスパ市川、エコ社会と健康社会の奨励ということで、焼却炉を利用した余熱で健康増進施設をつくっておられます。

それと、PPPで、国立大学法人東京外国語大学が宿舎をつくっておられます。

それと、PPP方式で、これも国立大学法人金沢大学の学生寮をつくっておられます。それと、PPP方式で神戸市北区の鈴蘭台区役所、これは商業施設の複合ビルで、地域を活性化する区役所をつくっておられるというようなことで、あちこちにPPPとPFIを利用した建物ができてきておるわけございまして、このような施設の方法を利用して、今後こういう官民一体の地域の活性化を起こしたほうがいいんじゃないかと思ひまして、私はそういうふうで、四季彩館をPPP、PFI方法に変えて、その家賃収入というか、そういうことで市が徹底するようにしたらどうかというようなことを思ひまして、それとまたインターに近い市庁舎建設予定地ということで、モレラの北側でございますが、これも複合施設のビルをつくって、2階までぐらいを商業施設に貸して、あと上を庁舎に使うような方法もしたら、早くにそういう建物ができるんじゃないかということで、検討していただいたらどうかということで、市長さんのお考えはどうでしょうか。

**○議長（黒田芳弘君）**

済みません、高橋議員にお聞きしますが、かなり通告よりも発展した内容というふうに取り扱いますが、質問内容につきましては今後どのようなお考えかということで、2番目の質問でよろしいですか。その範囲ということでよろしいですか。

それでは、ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、日本版のCCRC、今後どのような考えで取り組むかというようなお話でございました。

今、高橋議員のほうからいろいろとやっておられる事例を出してお話をされております。基本的な考え方は、先ほど1番のほうでお答え申し上げましたように、今後の推進については今後考えるよというお話をさせていただいておりますけれども、今、政府のほうでCCRCについての最終報告というのが有識者会議において取りまとめられる予定になっておりまして、そこでモデル事業とか制度化に当たってはこういった国等の支援、そしてこういった取り組みというのが打ち出されるかということに注視をしていきたいと思っております、そういうものをよく調査をさせていただいて、それから後、本巢市でのCCRCにのっていけるかどうか、そしてこの本巢市の中でこういうものが可能かどうかというようなことを基本的には検討していきたいなというふうに思っております。

そういう中で、先ほど四季彩館のホテルを高齢者の施設にしたらどうだと、特にPFIとかPPPとかそういう民間の活力を使って、そして民間の方々に運営などを任せながら、そこから上がってくる収益でやるようなことを考えてはどうかという御提案でございます。御提案でございますので、一度また中のほうで本当にそういうことが可能なかどうかということを少し考えさせていただきたいなというふうに思っておりますけれども、その前提に、実は高齢者の施設というのが、この近くにことし29床の介護施設、高齢者の施設がこの市役所の近くにオープンいたしました。我々が今、高齢者の対策ということでやっているのは、広域連合ですと取り組んでおるんですけれども、そのときにトンネルから以北のところでもそもそもこの構想はありまして、トンネル以北のほうでぜひつくりたいよと、いわゆる外山から根尾地域のほうで民間の活力を使ってやりたいと、こういうお話を募集いたしましたけれども、残念ながら全然手を挙げるところがございまして、じゃあということで、南部地域のほうでどうだといったら、4者から手を挙げてこられて、その中で一番我々が想定しておった、できるだけトンネルから北のほうに近いところということで、旧本巢町の地域市役所の近くのところ手を挙げた、その事業体に今回そういうことをお願いしたという経緯があります。

お話を聞いておりますと、施設がもしやったとしても、そこへいろいろ面倒を見る人が、スタッフの募集が、人の確保が難しいというのがありまして、そうしますと、こっちからずっと毎日通っていかなければいけないというようなことがあったりして、どうしても人材確保に支障を来すということが大きな理由で、どうしても人が集めやすい、そして人が集まりやすいこういう地域のほうに出されていくという事例が出ております。今回、四季彩館、温泉つきのもっといいあれですから、ちょっと中身が変わってくるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、そういう方々を面倒を見る人たちの人材募集、そういうところら辺が支障が出てくるんじゃないかなというふうに今思っております。

いずれにいたしましても、提案いただきましたので、もしそういうことが本当に可能で、そして手を挙げてくることもあるというなら、一度また中で検討させていただいて、そしてまた皆さん方

にももちろんこういう施設になりますと、広域連合全体いろいろとやる話ですので、いわゆる北方、瑞穂なんかとも広域的に連携をして、そしてまたよく協議しながら、可能なのかどうかということも含めて検討していかなきゃならないなというふうに思っております。

いろいろとPFI、PPPの話は御提案ございましたので、これは別に高齢施設だけじゃなくていろんなところで使われている手法でもございます。また、市の中の施設としてもPFI、PPPを使えるような、もし可能ならばぜひ生かしていきたいなと思っておりますし、直近の例でいきますと、きのうも御質問があって、お答えをさせていただきましたけれども、例えばパーキングエリア、サービスエリアができる場所の近いところに、いわゆる物販施設とかそういうものをもしつくとすると、そういうものも可能なら民間の活力を使って、民間につくっていただいて、民間で運用していく。市のほうでは支援しながらやっていくというようなことも一つの方法に考えられるのかなということを考えておまして、それも含めて検討させていただきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、CCRCの構想につきましてはちょっと、今度最終報告などを見ながら、また議会の皆さん方ともよく御相談しながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今、市長さんからいろいろ御回答をいただきましたが、去年の12月からことしにかけて川崎市で3人の老健で事故がありまして、お亡くなりになったということでございますが、私が聞いておるところによりますと、あれは川崎市の建物で、委託管理会社が入っておられて管理されていたということでございまして、市のほうでは処罰も何もないような状態で、建物もきちっと建築基準法に合っておる建物だということで聞いておりますもので、そういうことも官じゃなしに民を入れていろいろやっていただくことも検討していただきたいと、かように思っております。

それと最後に、市長さんが前々から国からの交付金が少なくなるで困ったというお話を聞いておりますが、地方創生でいろいろな事業に交付金が出るようになってきましたが、5年間で不要な施設などを整備・統合して、その後の交付金が少なくなっても健全な財政で効率的な財政費用で自立のできるようにしなさいということが国は言っておるんじゃないかと。そうでないと、国も財源が少なくて、ギリシャに近くなってくるんじゃないかと、かように思っておりますもので、今後そのことも考えながら市長さんもそのことを考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

これで私の質問を終わります。

○議長（黒田芳弘君）

引き続き会議を続けたいと思いますが、よろしいですか。

〔「続行で結構です」と呼ぶ者あり〕

続きまして、9番 安藤重夫君の発言を許します。

○9番（安藤重夫君）

茨城県のお話ですが、きのうとんでもないニュースが入ってきまして、茨城県と常総市、15名、最初は20名の余だと、行方不明者がたくさんお見えになって大変なことだなあとということで思っておりましたが、実は1名は錯誤であったと、14名は御健在であったと。ああとんでもない、これはいいことだなあとことを思いつつそのニュースを見ておりますと、県と常総市の市長がインタビューに答えられませんでして、レポーターといますか、こういうふうで全員無事ですよというようなことをテレビ局のスタッフから聞かされてびっくりしてみえたんですが、そういった中で常総市のああいった後手後手に対応がくれたというのは、もう日本全国に伝わったということを感じながら、またきのうのそのニュースを見て、何でこんなことになるのかなあと。翻って私どもの市は、去年7月の台風で、いち早く市長の避難命令、避難指示が出まして、何事もなく、大過なくということで、当時、市長も空振りを恐れないと、市民の安心・安全は情報の提供だということに当時強くおっしゃっていましたが、今後もその姿勢で、そういった根尾川の増水というようなことは市民はなかなかわかりませんので、いち早く情報を伝達、提供してもらえるようお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問に入らせていただきます。

犀川における、我々はこれを「かんだいじん」と言わずに「かんだいじ」と言いますが、ちょっとなまって発音します。管大臣頭首工改良工事について、1番、同頭首工は、私が察験するに、毎分25トンを取水し、下流域にある約100ヘクタールの農地にかんがいの重要な施設であります。現在、施設が建設されて既に56年が経過し、老朽化が著しく進行しております。基礎部のコンクリートは剥離が進み、洗掘され、改良工事の対応が急がれます。この改良工事について、市長は岐阜県土木事務所及び岐阜県農林事務所へどのように働きかけをされているのかお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、犀川におきます頭首工の改良工事につきましての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

その前に、先ほどちょっと災害のお話がありました。安藤議員のおっしゃるとおりでございます。これから早目早目の避難、そして空振りを恐れずに、やはり何といても人命が第一でありますので、何もないよかったですとかえって喜ぶくらいの、そんな意識改革をしていきたいなあとというふうに思っております。やはり何といても市政を預かる者としては、市民の安全・安心の確保というのが何にも増して一番大事な事業でもございます。取り組みでございます。今後、これからも心してそういうことがないように、一生懸命安全・安心の確保に取り組んでまいりたいという

ふうに思っております。

それでは、御質問のほうをお答えいたします。

この事業もまさしく市民の安全・安心を確保するというふうにつながってくるわけですが、けれども、それをやるに当たってのまたいろんな問題があります。そういったことも含めてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

この頭首工は1級河川犀川の河川区域内にございまして、河川管理者の許可を受けまして、本巢市十四条と下福島にまたがって設置されておまして、本巢市十四条から瑞穂市の重里、美江寺を含む範囲を受益地としております。このことから、瑞穂市とともに関係機関に働きかけをする必要があるというふうに考えております。

以前、議員からもお話がございまして、瑞穂市長にも私のほうからもお願い申し上げ、また担当のほうからも瑞穂市と連絡・調整をしながら、今現在、瑞穂市と一緒に河川管理者でもございまして県土木事務所と協議を進めております。その協議内容につきましては、農林事務所にも情報提供をしておるところでございます。

今後、この頭首工の改良計画が具体化してきた際には、農林事務所と事業化に向けた協議が必要になってくるだろうというふうに考えておりますけれども、いずれにいたしましても常に瑞穂市、そして本巢市、そしてまた県土木、農林事務所という4者で、この頭首工について今後どうしていくということを現在お話し合いをさせていただいております。

〔9番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

御存じのように、この堰といいますか、頭首工といいますか、入りといいますか、これは全部で6門あります。西端に電動ゲートが1門ございまして、残り5門が堰板方式であります。洪水時は、この堰板を30センチのコンクリート板上よりとび口で西側と東側に踏ん張りながら引き上げると、大変危険きわまりない作業が洪水時には行っておるわけでございます。

その堰板と申しますのは、長さ1.7メートル、30センチの幅で、厚さが4センチほどでございます。水分を含みますと30キロ以上、ひょっとしたら40キロになると思います。そういったものを、先ほど申し上げましたように足場の悪いとび口で引き上げるという作業が待ち受けておるわけです。そういったものが堰板総数で25枚、これを管理されておりますのは十四条の方でございます。親一代で足らずに子、孫に至って、これが現状であります。その方がこの会場にお見えになっております。どのくらいの苦勞をおかけしておるかということでございます。

この頭首工は昭和24年に計画されまして、10年間、この工事費を捻出するために積み金をされました。私どもの十四条、重里、美江寺、十七条と、ですから10年後の34年に完成をしておるわけでございます。工区長は当時のアサノサゴイチ氏でありまして、重里のお方でございます。アサノ翁は、この地域は天水、要するに、農業用水と称するような水利がないために、大雨が降るのを待つ

て田植えをしたと、江戸時代からのそういったこととございます。天水を待たなければ田植えができないということでは、とてもこれはということで、こういった大変な工事をアサノ翁が先頭を切られてやられたということとありますので、より一層、先ほどの市長の答弁にもありますが、こういった経緯、歴史があるものでありますので、どうぞ県のほうへより一層働きかけを瑞穂市とともにお願いを申し上げます。

2番の質問に入りたいと思いますが、この犀川にかかる犀川橋が狭小なため、私は下流域へ4メートルの増幅工事と、その増幅工事と同時に電動ゲートを併設するという提案をいたしますが、市長のお考えはいかがでございますでしょうか。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、電動ゲートのお話の質問でございますので、お答え申し上げたいと思います。

今、頭首工がございます約20メートルの上流には犀川橋がかかっておりまして、その幅員が約5メートルというふうになっています。現在この橋梁の東側の赤瀬川を含めた約280メートルの区間の市道改良というのを計画いたしております、今現在、全部を含めて工事も少しずつかかっているとところでもございます。将来的には、赤瀬川含めた周辺の長さを整備いたしますと、当然この犀川橋が将来的には拡幅しなければならないと、要するに今改良しているものに合わせると、幅の広いものにしなければならないというふうになって、橋梁のかけかえが必要になってくるというふうになっております。

そういう中にありまして、今回、県のほうに協議の中で犀川の改修計画というのが既にございまして、この橋梁の拡幅を行うというなら、勝手にやってもらったら困るよと。要するに河川計画と整合した橋につけかえなさいと。ただ、そうしますと、かなり大きな、そしてしかも大変長い、現状より長い橋になってくるというようなこともございます。そうしますと、橋梁とゲートをうまくくっつけてやろうとなりますと、現在の犀川の改修計画の河川計画だけではなくて、現況の河川断面なども、しゅんせつとかも含めていろいろ考えていかなければならない、そういう工事になるということで、大変大がかりな工事になるということが想定されるということで、現状におきましてすぐに、はいわかりました、じゃあやりましょうというふうになかなかいかないのが現状だというふうに思っております。

ただ、河川改修をずっと待っていると、いつのことかわからん、河川の改修というのは下からやっていくのが基本でございますので、上流だけ直してみても何ともならないということもあります。下からかかっていくのが、いつ、どのくらいのころにここへ上がってくるかというのは、まだ県の当局もなかなかはっきりしたことは言えないし、なかなか言わないということでもあります。

そうした中で、今、私どもが、それでも何とかしないと、やっぱりこれは大変なことになるということで、当面の対策を含めて、現況の堰のあるところの対策を含めて、もう一度全面的に改修ば

かりじゃなくて、当面の対応も含めてよく相談をしていこうじゃないかということも4者で今話し合っておりまして、いずれにいたしましても、瑞穂市、本巢市、そして県土木、それから県の農林事務所、4者で知恵を出して、現在、とても最終の河川改修まで待てるような話ではありません。何とか市民の安全・安心を守るということで、できることを早急に検討して、知恵を出してやっつけようじゃないかということにいたしております、今提案がございます、橋をかけかえて、そこに電動ゲート併設というのは、なかなか現時点では河川計画との関係もありまして、なかなか厳しいというふうに思っております。それよりか、先ほど申し上げましたような方法をまず考えながら、最終的な河川の計画に合った整備にしていきたいなというふうに今思っておりますのでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

市長の認識と私の認識とかなりかけ離れております。

犀川、先ほど答弁にもありましたように河川は下流からと、現況は、下流域は済んでおります。上流域も済んでおります。旧真正の中央公民館、その下の橋、文化ホールの西、ここらあたりも済んでおります。そこからこの橋までです。中間域が残っておるわけですね。上流部は既に済んでおります。その上流部の入りですね、大きな水門は全て電動化されております。それから、この入りの頭首工の下、下流域も全部電動化されております。ここだけ残っておるわけです。認識をもう少し現実に戻してほしいと思います。

何しろ、先ほど申し上げましたように築56年でございます。この構造物の下のコンクリートは、先ほども申し上げましたように洗われて、穴が掘れております。いつ、どういうことになるのか、セメントは60年かかって硬化すると、61年目からは軟化するというのが常識であります。56年、あと4年で60年を迎えます。そろそろ県と瑞穂市と私どもの本巢市とで馬飼大橋、あれを逆転に、馬飼大橋は上流にゲートがありますが、私の提案するのはあの反対で、下流に電動ゲートを2門なり3門なり設けて、それで取水をします。大変な降水時、洪水が発生したときは、先ほど申し上げましたように、とび口でそんな危険きわまりない作業から解放しながら市民の安心・安全をということを考えております。

例の9月21日、長良川、安八で決壊しましたが、当時私消防団にいました。この取水口から南下しますと堤防がございますが、その堤防を30センチから、深いところで40センチ越水しておりました。当時の、あのころは区長と呼んでおりましたが、夜中の2時半、区長、今こういう状態ですというような、そういった大変な暴れ川でもあります。平時は大変穏やかな川であります、そういった川でありますので、ぜひともより一層県のほうへお願いを申し上げます。お願いでございます。

それでは、大きいほうの2番でございます。

市南部における道路、水路改良工事についてであります。市道真正3258号線及び市道真正2272号



線についてであります。具体的にはJ Aぎふ・おんさい広場真正から犀川、先ほどからお話ししております犀川の橋、西詰下福島までの約1.3キロにつき、測量もされていないということ及び、基本計画、図面も作成されていない理由を市長及び建設部長にお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員御質問の2番の市道真正3258号線及び市道真正2272号線について、J Aぎふ・おんさい広場真正から犀川橋西詰下福島までの1.3キロにつき、測量がされていないこと及び基本設計図も作成されていない理由についてお答えをいたします。

市道真正3258号線及び市道真正2272号線の道路拡幅整備につきましては、平成23年3月16日に十四条自治会より拡幅の御要望いただきました。また、同じ年の8月31日には、軽海自治会より丹波川から赤瀬川間の御要望をいただき、平成25年12月10日には軽海自治会より赤瀬川からおんさい広場までの拡幅の御要望をいただいているところでございます。これに基づきまして、おんさい広場から犀川橋西詰下福島までの約1.3キロの区間のうち、現況で一番狭小で交通に支障を来している真正2016号線から赤瀬川付近の280メートルの区間を第1期工事としまして、平成26年度に境界画定業務及び測量業務、引き続きまして、ことしに入りまして詳細設計業務について検討を行いまして、先般、8月6日に関係自治会長と打ち合わせを行ったところでございます。

残りの赤瀬川付近からおんさい広場までの610メートルの区間及び市道真正2016号線から犀川橋西詰までの410メートルの区間につきましては、御要望に基づき今後実施してまいりたいと思っております。

次に、議員が御指摘の全区間において測量及び設計がされていない理由につきまして、御説明をさせていただきます。

総延長が1.3キロの連続して東西に延びる重要な生活道路と認識しております。全延長のうち、ほとんどの区間が道路敷及び水路敷内でございます。いわゆる官地内で工事が行われることや、起終点の間に幹線道路が交差しており、その区間ごとの測量設計及び工事が実施しやすいことなどを理由に区分して実施しているところでございます。

なお、今後は残りの東西区間につきまして概略設計を行い、基本計画を定めた上で関係自治会長と協議を進めながら事業を実施してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

基本計画をとということですが、いつまでに基本計画をしてもらえるのか聞き漏らしました。

道路設計というものは、特に直線の場合は何ら問題がありません。まして先ほどの答弁の中にありますように、水路敷を道路にすると。そして、道幅を広げて、きのうの江崎議員のお話ではありませんが、4メートル道路、5メートル道路を7メートル道路にしますよ、8メートル道路にしますよと。それには用地買収費は要りませんということがこの道路の基本であります。ですけれども、問題は交差点から交差点、これをやっちゃあ困る。交差点を通り過ぎて、たとえ50メートルでも、交差点処理が大変な技術が要るわけです。ですから、基本設計は全線こういった方向でやりますよと、その中には玉川にかかる橋もありますよと。それから、先ほど申し上げました犀川の橋が狭いですよと。ここにかつて2人の若者が死亡事故を起こしております。死亡事故が起きても、これは旧真正の責任であります、道路が広くならなかったという経緯があります。何で道路を広げなかったのかなあと、もうそれは過ぎたことでありますが、そういった日々何千台と通る岐関線のバイパス化をしております。そういった道路、特に対向車、4トン以上の車が来ますと、もうどうにもこうにもなりません。どっちかがバックしなくちゃという現状を強く訴えます。ですから、基本計画をいつまでに、お金がそれにはかかるでしょう。測量、設計、お金がかかるとは思いますが、お金がかかってもこれはやむを得んでしょう。死亡事故が起きるような道路です。どうでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

今の詳細設計ということでございますが、先ほどの答弁でもお答えをさせていただいていたとおりでございますが、この路線につきましては、今、岐関線のバイパス化という要素が随分ありまして、交通量が非常に多いということも承知いたしております。ただ、現場は、先ほども言いましたように左側が大きな排水がございまして、北側にも小さな排水がございまして、その両方に側溝をつけて幅を広くとることが可能な路線だというふうに考えておりまして、その中の官地内で仕事を進めていきたいというのが一つ大前提でございます。ただ、今後ですが、今お話にございましたように、その官地内だけで仕事ができないところも実はあって、そのようなことも今後見ておかなきゃいけないということもございますので、先ほどの答弁の中にもありましたように、概略設計も必要じゃないかなあという思いを実は持っているところでございますので、今年度では当然無理でございますので、来年度以降にその方向性を考えていきたいなあと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔9番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

残念でなりません。1日3,000台とも4,000台ともいった車両が行き交うわけですね。そういった道路を基本設計もというような明確な答弁がないということは残念でなりません。

きのうの江崎議員のお話の中にも、かつて45年前、農業者が土地を出し合って道路、水路をつく

り上げたのが基本的なまちの基本であります。そこで、きのうもお話がありましたように、軽トラックをとめて農作業をやっておりましても、どちらかから突っ込んできてどけど、こういった発言がありました。まことに無礼、かつての農業者に対して土地を出し合った方々に大変申しわけない、私はそう思います。

一般車両は便宜上、市道だということで通過させてもらっておるわけですが、そういった認識が一般車両の皆さんにはございませんのが現状であります。農道につき一般車両の進入を禁ず、こういった表現があるところがありますが、そこまで厳しく言うつもりはございませんが、であったら、きのう江崎議員が言われたように、道路の拡幅をしないと提案するわけですね。国からの道路拡幅に将来にわたって長く助成金がいただけると、そういったこともきのう発言がありましたが、そういった意味においても、南部におきまして交通量が大変多うございます。そういった道路改良拡幅工事を、市長、いかがお考えですか。

○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

必要な道路整備というのは今までも当然言われております。今後も自治会の皆さん方の要望、また地元の皆さんの要望、そしてまた市として幹線道路の整備というようなことで整備を計画的に実施いたしております。今後も地元の皆さん方の要望をよく聞きながら、そしてそれぞれの中で緊急度、優先度をつけて順次整備をしていきたいというふうに思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

余りやっておりますと12時半になりますので、ここで終わります。12時20分です。

きょうは、これは不規則発言になるかもわかりませんので、議長から注意が出るかもしれませんが、重里の自治会長、お2人、自治会からおいでくださいました。ありがとうございました。

では、終わります。

---

### 散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月30日水曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員